

保育所等の入園申込手続きには、個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行にともない、保育所等の入園を希望する方は、「支給認定申請書」に個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。
(提供された個人番号は、保育料の算定・徴収及び支給認定の事務で利用します。)
申請書をご提出の際は、他人のなりすましを防止するため、「番号確認」「本人確認」が必要となりますので、下記の書類を窓口にご持参いただきますようお願いいたします。

☆ 個人番号(マイナンバー)の記載が必要な方 ☆

- ・申請者(保護者)
- ・申請者(保護者)の配偶者
- ・入園を希望する児童
- ・保護者以外の方が家計の主宰者となる場合は、家計の主宰者

兄弟や同居している祖父母の個人番号の記載は不要です。

☆ 番号確認に必要な書類 ☆ (申請者(保護者)・窓口にいらいした方のみ)

※①～③のいずれかを窓口で提示してください。

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)
- ②通知カード(氏名・住所等の記載事項が現在の情報と一致している物のみ有効)
- ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

※申請者以外の方の個人番号(マイナンバー)は、申請者が責任をもって確認・記載をお願いします。

☆ 本人確認書類 ☆ (窓口にいらいした方のみ)

※下記①または②のいずれかを窓口で提示してください。

①いずれか1点	・官公署発行の写真付き証明書 (有効期限内の運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カードなど) ・その他の官公署発行で写真付きの「氏名」、「生年月日」または「住所」が記載されているもの
②2点以上提示	・公的医療保険の被保険者証 (健康保険証〈社会保険含む〉介護保険証、後期高齢者医療証等) ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・その他の官公署発行で「氏名」+「生年月日または住所」が記載されているもの ・公共料金領収証(電気、ガス、水道、電話)など

個人番号(マイナンバー)の記載された申請書を保育所等に提出する場合

個人番号を記載した「支給認定申請書」を、保育所等をとおして提出を希望する場合は、個人番号保護のため、下記のとおり対応をお願いします。

① 個人番号記載の「支給認定申請書」が外から見えないように、封筒などに入れて提出する。

- ※個人番号(マイナンバー)が書かれた書類は、保育所等は確認することができないため、書類不備があった場合は、市役所から直接保護者に連絡します。
- ※個人番号を記載する前であれば、「支給認定申請書」の内容を保育所等の方にお見せいただいても大丈夫です。

② 申請者の個人番号(マイナンバー)を確認する書類のコピーを添付する。

※下記のいずれかのコピーを添付してください。

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)
- ・通知カード(氏名・住所等の記載事項が現在の情報と一致している物のみ有効)
- ・個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

③ 申請者の本人確認書類のコピーを添付する。

※下記①または②のいずれかのコピーを添付してください。

②でマイナンバーカードのコピーを提出する場合は、③は不要です。

①いずれか1点	・官公署発行の写真付き証明書 (有効期限内の運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カードなど) ・その他の官公署発行で写真付きの「氏名」、「生年月日」または「住所」が記載されているもの
②2点以上提示	・公的医療保険の被保険者証 (健康保険証(社会保険含む)介護保険証、後期高齢者医療証等) ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・その他の官公署発行で「氏名」+「生年月日または住所」が記載されているもの ・公共料金領収証(電気、ガス、水道、電話)など